

静岡県告示第613号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和7年9月9日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
(8R)-1-ベンゾイル-N,N-ジエチル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名1Bz-LSD）	令和7年9月8日
tert-ブチル 3-[2-(ジメチルアミノ)エチル]インドール-1-カルボキシレート及びその塩類（通称名NBoc-DMT、NB-DMT）	令和7年9月8日
(4S, 5S)-5-(4-フルオロフェニル)-4-メチル-4,5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン、(4R, 5R)-5-(4-フルオロフェニル)-4-メチル-4,5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン及びそれらの塩類（通称名4F-4-MAR、4-fluoro-4-Methylaminorex、para-fluoro-4-methylaminorex、4F-MAR、4-FPO）	令和7年9月8日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。